
*
* 令和 5 年度 第 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年5月12日 午後 1時30分 招集
2. 令和5年5月12日 午後 1時26分 開会
3. 令和5年5月12日 午後 2時50分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	欠	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	出	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
9	西 村 匡 弘	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
1 0	小 物 博 子	〃	1 9	金 子 時 典	〃			

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 次 長 書 記	田 中 博 中 藤 宏 和 藤代 晋太郎	係 長	田 村 直 之		

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件	許 可
		第7号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第8号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件	許 可
		第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	9件	決 定
8		署 名 委 員			
			7番 吉 岡 孝		
			8番 前 崎 輝 之		
9		議 事 の 内 容			
		令和5年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和5年5月12日（金） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 7 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 5 年度第 2 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。7 番吉岡委員と 8 番前崎委員を指名いたします。 審議に入ります前に議案の訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。
中藤次長 議 長	－ 議案訂正朗読説明 それでは、議事に入ります。「議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。10 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 6 号 10 番朗読説明 － 10 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、23 筆 16,037㎡です。畑については、3 筆 458㎡ 計 26 筆で 16,495㎡です。譲受人の通作距離は、6.9km 以内、耕作面積は 1,800㎡で、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 1 万 1 千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページから 10 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 田角委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 確認した農地の半分は耕作できるよう管理されている状態でした。ご審議よろしく願いいたします。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。10 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、10 番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	次に 11 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 6 号 11 番朗読説明 －
	11 番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 2 筆 168㎡です。譲受人の通作距離は、200m 以内、耕作面積は 0㎡、営農計画書をいただいております。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は 10 アール当り 3 万 2 千円です。この案件につきましては、譲受人の住所が県外となっておりますが、空き家バンク利用により空き家を取得して移住する予定となっておりますので、通作距離の計算もその住所から行っております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5 月 8 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 わずかですが、近隣の方が耕作されていました。問題ないと思われます。

議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１１番については許可とすることに決定しました。 次に１２番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第６号１２番朗読説明 － １２番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆９６１㎡です。譲受人の通作距離は、１０km以内、耕作面積は４，７３０㎡、家族２人中耕作人は２人、対価は１０アール当り８０万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、５月８日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 周辺の復旧工事の関係で機械が置かれていたが、撤去すればすぐに耕作できる状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１２番については許可とすることに決定しました。 次に１３番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第６号１３番朗読説明 － １３番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆３５５㎡です。譲受人の通作距離は、４６km以内、耕作面積は３５５㎡、家族１人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人と譲受人は親子であり、同一世帯となっておりますが、譲渡人が施設に入っているため、譲受人のみを家族として表記しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、５月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 田角委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲渡人の自宅は空き家となっております。年数回草刈りをされており、問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、13番については許可とすることに決定しました。 次に14番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第6号14番朗読説明 －
中藤次長	14番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、3筆6,278㎡です。畑については、4筆1,758㎡であり、計7筆で、面積は8,036㎡です。譲受人の通作距離は、300m以内、耕作面積は8,036㎡、家族4人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人と譲渡人は親子であり、この度全農地について生前贈与するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、14ページ及び15ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 中村委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 田は田植えを、畑は草刈りをされていました。特に問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。14番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、14番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、関連がありますので、議案第8号9番を合わせて議題とし、議案第7号2番及び議案第8号9番について説明願います。 － 議案第7号2番及び議案第8号9番朗読説明 －
中藤次長	議案第7号2番は、転用者が、申請農地を墓地参道用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆223㎡の内6.6㎡、この農地の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、墓地参道6.6㎡ 資金については、自己資金3万円です。議案第8号9番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場及び墓地参道用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆244㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の価格は10アール当り40万9千円です。施設の概要としては、露天資材置場75㎡と墓地参道169㎡であり、資金については、自己資金10万円です。備考に記載しておりますが、露天駐車場75㎡と墓地参道175.6㎡で全体計画面積は、250.6㎡となります。この案件につきましては、墓地参道について事前着工されており、始末書の提出をお願いしております。また、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項及び第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、16ページから19ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

前崎委員	現地確認をしたところ、墓地参道用地は既にコンクリートで造成されていました。墓参りには必要な用地であると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。議案第7号2番及び議案第8号9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、議案第7号2番及び議案第8号9番については許可と決定しました。
	次に、「議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので、10番から12番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第8号10番から12番朗読説明 －
中藤次長	最初に10番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆909㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の価格は10アール当たり22万円です。
	次に11番については、転用者から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆183㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり、転用地の価格は、10アール当たり64万6千円です。
	最後に12番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆491㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり、転用地の価格は、10アール当たり20万3千円です。施設の概要としては、太陽光パネル180枚、発電量は49.50kwです。資金については、自己資金903万2千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、20ページから21ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
吉岡委員	申請農地の周辺は既に太陽光発電施設が設置されており、特に問題はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。10番から12番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、10番から12番については許可と決定しました。
	次に、13番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第8号13番朗読説明 －
中藤次長	3番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆2,194㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地は10アール当たり22万7千円です。施設の概要としては、太陽光パネル192枚、発電量は49.50kwです。資金については、自己資金1,062万円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げと

議 長 吉岡委員 議 長 議 長 議 長	なる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、22ページから23ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地の周辺は先ほどの案件と同様に既に太陽光発電施設が設置されており、特に問題はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。13番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、13番については許可と決定しました。 次に、14番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第8号14番朗読説明 －
中藤次長	14番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆2，150㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り37万2千円です。施設の概要としては、太陽光パネル192枚、発電量は49.50kwです。資金については、自己資金984万8千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、24ページから25ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小林委員 議 長 議 長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 2，3年前から耕作はされていない様子で、周辺には太陽光発電施設が設置されています。ご審議よろしく願いいたします。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。14番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、14番については許可と決定しました。 次に、15番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第8号15番朗読説明 －
中藤次長	15番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆1，121㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り16万9千円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は44.55kwです。資金については、自己資金787万9千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げと

議 長 中村委員	なる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、26ページから27ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は耕作されていない状態でした。また、下の方にぶどう畑があるため水の流れが課題となりそうですが、他には問題はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。15番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、15番については許可と決定しました。 次に、16番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第8号16番朗読説明 －
中藤次長	16番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆1,564㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当たり19万1千円です。施設の概要としては、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kwです。資金については、自己資金740万2千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、28ページから29ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山元委員 議 長 山元委員 中藤次長 小林委員 中藤次長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は耕作されておらず、周辺は休耕状態でした。周辺に影響はないと思われます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 申請業者は市内に支所があるのでしょうか。 岡山支店がありますが、市内に支所はないと思います。 5条申請で特定の業者名で複数出ていますが、全て同一業者が対応しているのですか。 関連業者で対応している案件も含まれており、1つの業者名で議案提出しています。 他に発言等ありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。16番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、16番については許可と決定しました。

令和5年5月12日

会 長 土 岐 康 夫

7 番 吉 岡 孝

8 番 前 崎 輝 之